

大分県立高等学校・中学校第三者評価委員会 設置要綱

(設 置)

第1条 県立高等学校・中学校の学校運営全般について、専門的かつ客観的な評価と指導助言を行い、教育水準の向上を図ることを目的として、大分県立高等学校・中学校第三者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 第三者評価の実施に関すること
- (2) 第三者評価結果の報告に関すること
- (3) その他必要と認めること

(組 織)

第3条 評価委員会は委員30人程度で組織する。

(委 員)

第4条 評価委員会の委員は、次の掲げる者のうちから、県教育委員会教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 企業等関係者
- (3) 行政関係者

(会 長)

第5条 評価委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第6条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

(庶 務)

第7条 評価委員会の庶務は、県教育委員会高校教育課において処理する。

(補 足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

- 1 平成24年5月1日付け一部改正
- 2 平成26年5月1日付け一部改正
- 3 令和2年4月1日付け一部改正
- 4 令和5年4月1日付け一部改正